

年分 青色申告決算書又は収支内訳書（不動産所得用）付表
 《国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例》

氏名 _____

1 国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）の損失金額等

資産の名称	A 収入金額	B 必要経費	C 損失金額 (B-A)	D Bの必要経費のうち 減価償却費の金額	E 国外中古建物の損失金額のうち 償却費の金額 <small>(CとDのうちいずれか少ない方の金額)</small>	F 国外中古建物の損失金額のうち 償却費以外の金額 <small>(C-E)</small>
	円	円	円	円	円	円
合計					(Mに転記)	(Kに転記)

2 上記1に記載した国外中古建物以外の国外不動産等の所得金額（所得金額が黒字になる場合）

資産の名称	G 収入金額	H 必要経費	I 所得金額 (G-H)
	円	円	円
合計			(Jに転記)

3 国外不動産所得の損失の金額の計算

J 国外中古建物（所得が赤字になる場合）以外の国外不動産の所得金額の合計額 【Iの合計を転記】	円
K 国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額の合計額 【Fの合計を転記】	
L 国外不動産等の所得金額（国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額控除後）の合計額 【J-K】（赤字の場合は0）	
M 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額の合計額 【Eの合計を転記】	
N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額 【M-L】（赤字の場合は0）	

青色申告決算書又は収支内訳書（不動産所得用）付表 《国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例》

この付表は、令和3年分以後の各年において、国外中古建物による不動産所得を有する方が、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）41条の4の3（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）に規定する国外不動産所得の損失の金額がある場合において、その金額を計算するために使用します。

1 記載要領等

(1) 「国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）の損失金額等」欄

国外中古建物の貸付けによる不動産所得の損失の金額を資産ごとに計算してください。なお、国外中古建物の貸付けによる所得金額が赤字にならない場合はこの欄には記入しないでください。また、国外中古建物及び土地の貸付けをしている場合で、その収入金額のうち国外中古建物に当たる部分の金額が不明であるときは、国外中古建物及び土地の取得価額の合計額のうち国外中古建物の取得価額の占める割合などの合理的な方法で按分してください。

(2) 「上記1に記載した国外中古建物以外の国外不動産等の所得金額（所得金額が黒字になる場合）」欄

所得金額が赤字にならない国外中古建物や国外中古建物以外の国外にある不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付による不動産所得の金額を資産ごとに計算してください。

(3) 「国外不動産所得の損失の金額の計算」欄

不動産所得に係る減価償却費の合計額（青色申告決算書（不動産所得用）の⑩の計欄又は収支内訳書（不動産所得用）の⑩の計欄）から「N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額」欄の金額を差し引いた金額を、青色申告決算書（不動産所得用）の⑧欄又は収支内訳書（不動産所得用）の⑦欄に記入してください。

青色申告決算書（不動産所得用）又は収支内訳書（不動産所得用）の「○ 減価償却費の計算」欄の摘要欄に、国外中古建物ごとに損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額の累積額を記入してください。「L 国外不動産等の所得金額（国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額控除後）の合計額」欄の金額がある場合は、国外中古建物ごとに損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額を算出するため、「N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額」欄の金額に「E 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額」欄の合計額のうち各国外中古建物の「E 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額」欄の金額の占める割合を乗じて計算した金額を各国外中古建物の摘要欄に累積額として記入してください。

2 根拠条文

措法 41 条の 4 の 3